

第24回 浦安市墓地公園運営審議会議事録

平成29年11月22日開催

浦安市みどり公園課

1. 開催日時 平成 29 年 11 月 22 日（水） 午前 10 時 00 分～12 時 00 分

2. 開催場所 浦安市役所 4 階会議室 S 5、S 6

3. 出席者

（委員）

喜多村会長、染谷副会長、村上委員、板橋委員、渡邊委員、石川委員、坂井委員
※大塚委員は、諸事都合により、欠席。

（事務局）

露木都市環境部長、橋野都市環境部次長、大木みどり公園課長、大塚課長補佐、
西村係長、遠藤係員、駒田係員

（傍聴人）

なし

4. 議題

● 議事

- ① 前回の議事内容の確認
- ② 使用料等の使用者負担の基本的な考え方
- ③ 芝生墓所使用料・管理料の見直し、算定
- ④ （短期）納骨堂使用料の見直し
- ⑤ （長期）納骨堂使用料の算定
- ⑥ 合葬式墓地使用料の算定
- ⑦ 今回の使用料の見直し、算定のまとめ
- ⑧ 今後の審議項目と日程について

5. 議事の概要

議事は、浦安市役所 4 階会議室 S 5、S 6 にて行われ、事務局から、既存の墓地施設（芝生墓所〈3.0 m²/基〉や短期納骨堂）の使用料等の見直しや、第 3 区にて新たに整備を行う墓地施設（芝生墓所〈1.5 m²/基〉や複合霊廟内の合葬式墓地や長期納骨堂）の使用料の算定（新たに積算）について、説明を行った。

6. 議事経過

（会 長）議事資料に沿って事務局より説明がありました。ご意見、質問ありますか。

～議事“② 使用料等の使用者負担の基本的な考え方”についての質問～

（委 員）墓域外の工事費（管理棟建築工事等、墓地施設以外の工事）については、墓地使用者の負担割合を 1/3 としているが、残りの 2/3 はどこから支出しているのか？

（事務局）残りの 2/3 については、一般会計（市税）から支出しています。

～議事“③ 芝生墓所使用料・管理料の見直し、算定”についての質問～

（委 員）芝生墓所〈3.0 m²/基〉の管理料は、見直しの結果、5,100 円で据え置きとなっているが、現状 5,500 円で提供しているのではないかと？

(事務局) 今回見直しを行った芝生墓所〈3.0 m²/基〉の管理料5,100円については、消費税抜の金額で提示しており、消費税8%を含めると、5,500円になります。

(委員) 芝生墓所〈3.0 m²/基〉の使用料も、消費税の対象なのか？

(事務局) 使用料については、消費税対象外となっております。

(委員) 今回見直しを行った芝生墓所〈3.0 m²/基〉の使用料・管理料については、今回改めて再積算した結果、前回と同額の据え置きなのか？

(事務局) 前回の積算時とは、整備基数等条件が異なっておりますが、今回再積算した結果、1基あたりの使用料等に大きな変動はなく、据え置きといたしました。

(委員) 芝生墓所〈3.0 m²/基〉の管理料の積算の中に、人件費は含まれているのか？

(事務局) 現地での納骨手続きや集会施設の利用にかかる事務手続きについては、人件費として墓域外維持管理経費（議事資料P15）に計上しております。

(委員) 芝生墓所の管理料は他市に比べて、当初より高く設定されているが、今後の物価上昇等も考慮した上で、管理料の引き上げ等、改定の必要はないのか？

(事務局) 今回の見直しにあたっては、現状の物価ベースで必要な維持管理経費を計上しており、再積算した結果を踏まえ、据え置きといたしました。

(委員) 芝生墓所の使用料は、浦安市よりも市川市や船橋市の方が高いが、使用料が高いのは、浦安市よりも地価が高いからなのか？

(事務局) 今回使用料の見直しにあたっては、近隣自治体の算出方法も参考にした上で、積算を行っていますが、細かい計算式については、各自治体の人口動態や財政状況等も踏まえて算出されていると推定され、単純に各自治体の使用料の金額が、地価の高低に直結するものではないと考えております。

(委員) 芝生墓所〈3.0 m²/基〉の使用料、管理料の積算では、それにかかる費用を整備基数10,300基で除して算出しているが、芝生墓所の整備基数は12,500基で計画しているのではないのか？

(事務局) 整備基数12,500基の中には、芝生墓所〈1.5 m²/基〉の整備基数2,200基も含まれているため、芝生墓所〈3.0 m²/基〉の使用料、管理料の積算では、12,500基から2,200基を差し引いた、芝生墓所〈3.0 m²/基〉の整備基数10,300基で計算を行っております。

(委員) 墓域外維持管理経費（議事資料P15）については、対象経費の1/3を芝生墓所使用者が負担し、残りを市税で賄うとの考え方が宜しいか？

(事務局) その通りです。

～議事“④（短期）納骨堂使用料の見直し”についての質問～

(委員) 見直しの結果、使用料が12,000円から6,000円に下がっているが、それに伴い、現在（短期）納骨堂を使用している使用者からの苦情等は想定しているのか？

(事務局) 今回の料金改定は、新しく複合霊廟（仮称）が整備されることに伴うものですが、見直し後の金額は、複合霊廟への移設が完了し、共用開始する年度から適用されること、今後の市民サービス向上にも資する料金改定であることを考慮いただいた上で、既存の使用者の方々にもご理解いただきたいと考えております。

(委員) (長期) 納骨堂使用料に比べて、料金が割安になるということはないのか？

(事務局) (長期) 納骨堂は、直接礼拝方式により参拝いただける施設となっており、(短期) 納骨堂よりも機能面において、優れておりますので、(短期) 納骨堂の方が料金面において、割安になるということはありません。

(委員) 使用料を算定するにあたって、修繕を目的とした建屋の維持補修経費は含まれているのか？

(事務局) 考慮した上で、算出しております。

(委員) (短期) 納骨堂の総事業費を受入限度数 440 基で除して、使用料を算出しているが、年間の受入基数が上限の 440 基に達しなかった場合、算出した使用料 6,000 円では、採算割れになる恐れがあるが、算出式に稼働率等を算入しなくていいのか？

(事務局) ご指摘のとおり、今回積算した使用料では、受入基数の上限に達しなかった場合、採算割れとなり、不足分が市の持ち出しとなるリスクがございますが、営利を目的としない市営墓地としましては、極力安価な料金でお墓を提供したいと考えており、稼働率を考慮した場合、使用料が割高になること、また、受入限度数 440 基については、前期の審議会において、今後のお墓の需要を見込んだ必要基数として算出しており、今回の使用料算出式に組み込むことに、一定の合理性があると考えていること、等を踏まえ、市としましては、多少のリスクを承知の上、市民にとり必要最低限の料金としてご提案させていただいた次第です。

(委員 1) 浦安市は他の公営墓地に比べ、墓地の受入容量に尚余裕があり、市民サービスとして多様なお墓を供給できることはとても素晴らしいことだが、今後少子化に伴い、人口が減少していくことを考えると、受入容量に対し、100%稼働することを前提に墓地運営を行うのは、見通しが甘いのではないかと感じる。

(委員 2) 想定以上のお墓の需要があり、お墓の不足を招いてクレームがつくよりかは、多少墓地に空きが出たとしても大目に容量を算定した方が良いのではないか。空き容量については、その間、市税で補って頂いた方が、市民感情からするとありがたい。いずれのケースにおいても、しっかり想定いただいた上で、その対応策について、予めご検討いただきたいと思う。

(事務局) 市としましては、採算を取ることももちろん大事ですが、多様なお墓を用意して将来にわたってより長く供給できる体制を整えていくことも重要だと考えております。また、想定されうる苦情等については、説明内容等につき、しっかり検討させていただきます。

～議事“⑤（長期）納骨堂使用料の算定”についての質問～

（委員）使用料10年分を前納で納めてもらうとのことだが、前納一括の場合、使用者に連絡する機会が少なくなり、10年後の更新時期に連絡が取れなくなるといったケースも想定されるので、そういったことも踏まえて運営する必要があると思う。

（事務局）お預かりしたご遺骨が無縁化するリスクを極力抑えられるよう、使用者との定期的な連絡体制を構築したいと思います。

～議事“⑦ 今回の使用料の見直し、算定のまとめ”についての質問～

（委員）芝生墓所の管理料は現状、市内者料金と、使用期間中市外に転出した使用者に適用する市外者料金が設定されているが、今回新たに算定した芝生墓所〈1.5㎡/基〉の管理料についても、芝生墓所〈3.0㎡/基〉の市内者料金に乗じる割増率で市外者料金を設定することになるのか？

（事務局）現状、芝生墓所〈3.0㎡/基〉の市外者料金については、市内者料金に1.5を乗じた金額を設定しているところですが、芝生墓所〈1.5㎡/基〉の市外者料金についても、同様の割増率を適用する予定となっております。

（委員）浦安市は、需要に応じて、順次墓地の整備を行っていることもあり、当初から将来的に必要な墓地数を一括して整備する他自治体と比較すると使用料金が割高になってしまう傾向があるように思われるが、実際そうなのかな？

（事務局）おっしゃるとおり、必要数をその都度整備していった場合、当初から一括して整備する手法に比べると、1回で整備する基数が相対的に少ないこともあり、使用料は割高になる傾向が出てくるように思われますが、芝生墓所の使用料等、他自治体に比べ、割安になっているケースもあり、一概にそのような傾向が現れているとは言いがたく、また、使用料等の詳細な算出方法は、自治体によって異なっており、他自治体との使用料の比較を以て、整備費の大小は図れないため、割高になっているかどうかの判断は難しいと考えております。ただ、本市においては、今回他自治体の使用料等も参考にした上で料金設定をしているため、他自治体に比べ、料金が大きく逸脱して、割高になっているという状況にはございません。

●次回の会議

事務局から、次回の運営審議会の日程について、1月24日（水）を予定しており、正式な日程については、後日改めて文書にて通知する旨を連絡し、了承を得ました。